

お知らせ

国土交通大臣

都市計画法第六十二条第一項の規定により、令和六年三月二十九日付けで、塩尻都市計画道路事業三・二・一四号高出吉田線（国道十九号）について、事業承認の告示がなされたので、土地所有者及び関係人の皆様に、都市計画法第七十条の規定に基づいて適用される土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事項についてお知らせいたします。

一 事業承認の告示があった土地（起業地）

ア 収用の部分

長野県塩尻市大字広丘高出字和手、字上村、字洪沢、字下桔梗ヶ原、字西村、
字桔梗ヶ原、字郷原道、字下郷原道、字桔梗原、字下江原道及び字西原並びに大字広丘堅石
字桔梗ヶ原並びに大字広丘野村字桔梗ヶ原、字桔梗原、字湯ノ木、字九里幅、字角前、
字山ノ神、字西原、字山道、字金塚、字小ハバ及び字観音堂地内

イ 使用の部分 なし

※この土地を表示する図面は、塩尻市建設部都市計画課でご覧ください。なお、図面のうち黒色の斜線をもって表示している部分は、収用又は使用の手続きを保留している土地であって、手続き開始の告示があるまでは後記のような事業の認定の告示の効果は発生しません。（ただし、手続きを保留している土地であっても、土地の形質を変更する場合については事業の承認の告示の効果が発生します。）

二 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について

土地所有者及び関係人（土地に関する所有権以外の権利を持つている方及び土地にある物件に関して権利を持つている方）が受けることができる補償については、土地所有者は土地に対する補償金を、土地に関する所有権以外の権利を持つている関係人はこの権利に対する補償金を、建物等の所有者及び借家人等である関係人は移転に必要な補償金をそれぞれ受けることができます。

三 関係人の範囲の制限について

事業承認の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人には含まれないこととなります。詳細については左記連絡先へおたずねください。

四 土地価格の固定について

起業地の価格については、事業承認の告示があった日をもって固定されることとなります。

五 土地の形質変更及び損失補償の制限について

事業承認の告示があった日以後に、起業地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ、長野県知事の許可を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

六 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者又は及び土地に関して権利を持つている関係人は、自分が権利を持つている土地について、裁決の申請を早く行うよう起業者に対して請求することができます。

七 補償金の支払請求について

土地所有者又は土地に関して権利を持つている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。ただし、既に起業者が裁決申請をし、又は他の土地所有者もしくは関係人が裁決申請の請求をしているときは、この限りではありません。

八 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者又は関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接長野県収用委員会あてに申立をすることができます。

なお、その他、詳細については塩尻市建設部都市計画課及び左記連絡先においてパンフレットを配布しておりますのでご利用ください。

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所

事業計画に関すること 計 画 課 電 話 ○二六（二六四）七〇〇九

用地補償に関すること 用地第一課 電 話 ○二六（二六四）七〇〇三